

# コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会会則

## （名称）

第1条 本会は、コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会（以下「本会」という）と称する。

## （目的）

第2条 本会は、石巻市の中心市街地の復興整備について、地権者等関係者及び関係諸団体との協働のもとで総合的に検討し、今後一層深刻化が懸念される人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりの最先端モデルとなることを目指し、石巻らしい景観・歴史・文化の薫る街づくり・街並みづくりを推進し、地域の発展に寄与することを目的とする。

## （事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 街並みづくり勉強会の開催
- (2) 地権者等との協議会の開催
- (3) 街並みづくり提言
- (4) ライフスタイルのブランド化に関する勉強会の開催
- (5) その他目的達成に資する事業

## （組織）

第4条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 石巻市の中心市街地の復興整備に関与する地権者代表等
- (2) 石巻市
- (3) 石巻商工会議所
- (4) 株式会社街づくりまんぼう
- (5) 学識経験者
- (6) その他本会が必要と認める者

## （構成及び任務）

第5条 本会に会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、アドバイザー、監事及び事務局長の役員を置き、総会において選任する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 幹事長は、会長、副会長を補佐し、企画調整会議を運営し部会の調整を図る。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 幹事は、本会目的達成のための事業、及び提言等を協議し会務を遂行する。
- 7 アドバイザーは、本会の目的達成のための事業、及び提言等に助言して会務に協力する。

- 8 監事は、本会の財務及び事業について監査し、本会会議に報告する。
- 9 事務局長は、本会の事務を統括し、会議の運営を補佐する。

（顧問及びオブザーバー）

第6条 本会役員会の推薦により、顧問及びオブザーバーをおくことができる。

- 2 顧問及びオブザーバーは、総会、役員会に出席し意見を述べるすることができる。

（役員任期）

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び企画調整会議とする。

- 2 総会、役員会は、会長、副会長何れかが招集し、その議長となる。
- 3 総会は、会則の改正、役員選出、事業計画及びその他重要な事項を審議決定する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員会は、総会に付議すべき事項について審議する。
- 6 役員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長、副会長、幹事長何れかが必要とするときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 8 企画調整会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 9 企画調整会議は、部会を調整、統括するとともに、必要事業について検討し企画する。
- 10 企画調整会議の構成については、役員会に報告し承認を得るものとする。

（部会）

第9条 役員会の議を経て、特定の課題についての調査・検討を行うために、企画調整会議の下に部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、本会の主旨に賛同する者とする。
- 3 部会に座長を置き、部会を招集し、その運営を行う。

（専決処分）

第10条 会長、副会長、幹事長は、役員会を招集することが困難と認めるときは、その議決すべき事項についてこれを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により、専決処分したときは、会長、副会長、幹事長は次の役員会において報告しなければならない。

(事業計画及び事業報告)

- 第11条 会長は、当該年度初めに事業計画及び収支予算書を作成して、総会に提出しなければならない。
- 2 会長は、当該事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成して、総会に提出しなければならない。
- 3 本会の事業会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、協賛金、寄付金等その他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第13条 本会の事務処理を円滑に遂行するために、(株)街づくりまんぼうを事務局とし、事務所所在地は、石巻市中央2-8-2 石巻まちカフェ内におく。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会事業に必要な事項は総会において定める。

(附則)

- 1 この会則は、平成23年12月20日より施行する。
- 2 第11条3項の定めによらず、初年度の事業年度は平成23年12月20日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成25年5月9日より施行する。